

「優遇金利付き普通預金」取引規定

「クレディセゾン・オリックス信託銀行バンキングサービス規定」新旧対照表

(改定した条項のみ表示しており、下線部分が改訂箇所です。)

旧	新
<p>第 1.1 条 (定義) 本約款において以下に定める用語はそれぞれ以下に定める意義であるものとします。 (1) ~ (10)(省略)</p>	<p>第 1.1 条 (定義) 本規定において以下に定める用語はそれぞれ以下に定める意義であるものとします。 (1) ~ (10)(同左)</p>
<p>新 設</p>	<p>(11)「お客様専用ページ」とは、お客様が当社ホームページにある「ログイン(取引環境)」の表示をクリックされ、所定の手続を経てログインされた後に表示される本普通預金取引のための専用ページをいいます。</p>
<p>第 1.2 条 (お申込み) 1.(省略) 2. お客様は、本約款を十分理解したうえで、自らの判断と責任において O C S B バンキングサービス取引を行うものとします。</p>	<p>第 1.2 条 (お申込み) 1.(同左) 2. お客様は、本規定を十分理解したうえで、自らの判断と責任において O C S B バンキングサービス取引を行うものとします。</p>
<p>第 1.3 条 (パスワード、お客様カード) 1. ~ 2.(省略) 3. お客様は、「お客様カード」および「口座利用パスワード」を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、他人に教えたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。</p>	<p>第 1.3 条 (パスワード、お客様カード) 1. ~ 2. (同左) 3. お客様は、「お客様カード」および「口座利用パスワード」をご自身で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。 <u>「お客様カード」の第三者への譲渡・貸与はできません。また、「口座利用パスワード」は、安全のためにぜひ定期的に変更してください。なお、当初の仮の「口座利用パスワード」の通知を除き当社から「口座利用パスワード」等をご連絡したり、取引に関係なく「口座利用パスワード」等をお聞きすることはありません。</u></p>
<p>4. 「お客様カード」を紛失したり、「口座利用パスワード」を失念した場合は、速やかにお客様から当社まで当社所定の書面により届出てください。当社への届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。<u>なお、当初の仮りの「口座利用パスワード」の通知を除き当社から「口座利用パスワード」等をご連絡したり、O C S B バンキングサービス取引に関係なく「口座利用パスワード」等をお聞きすることはありません。</u></p>	<p>4. <u>お客様が「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合または「口座利用パスワード」を失念した場合には、速やかにお客様ご本人から当社まで当社所定の書面(「お客様カード」の紛失・盗難の場合は電話でも受け付けできます。)により届出てください。この届出に対し当社は所定の手続を行い、本普通預金取引の利用停止の措置を講じます。なお、当社への届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p>
<p>新 設</p>	<p>5. <u>お客様がインターネット・バンキングによる不正な払戻し(第 1.5 条ご参照)またはその可能性に気づかれた場合には、ただちにお客様専用ページにて口座利用パスワードを変更のうえ、当社に連絡してください。</u></p>
<p>第 1.4 条 (本人確認) 1.(省略) 2. 当社が前項の確認をして取り扱ったうえは、「口座利用パスワード」「お客様カード」等につき不正使用</p>	<p>第 1.4 条 (本人確認) 1.(同左) 2. 当社が前項の確認をして取り扱ったうえは、「口座利用パスワード」「お客様カード」等につき不正使用そ</p>

その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

新 設

他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、お客様は、インターネット・バンキングによる不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

第 1.5 条(インターネット・バンキングによる不正な払戻し)

1. インターネット・バンキングによる本普通預金の不正な払戻し(本条で「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は、当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) 当該払戻しに気づいてから速やかに、当社への通知が行われていること
- (2) 当社の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること
- (3) お客様による警察署に対する被害事実等の事情説明、警察署からの事情聴取に対するお客様の真摯な協力の事実を当社が確認できること

2. 前項の請求がなされた場合、当社は、インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、当社が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の種類や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難であることを踏まえ、被害に遭ったお客様の態様やその状況等を加味して判断のうえ補償します。

3. 当社は、前項を踏まえ、次のように取り扱います。

- (1) 当該払戻しがおお客様の故意による場合は、当社は補償を行いません。
- (2) お客様が当該払戻しにつき無過失の場合には、当社への通知が行われた日の 30 日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(本条で「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
- (3) 当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよびお客様に過失または重過失があることを当社が証明した場合には、当社は、補てん対象額の 4 分の 3 の範囲内で、お客様の過失または重過失の程度に応じて相当金額を補てんします。

4. 前各項の規定は、第 1 項にかかる当社への通知が当該払戻しされた日から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

5. 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、次のい

<p>第 1.5 条 (省略)</p> <p>第 1.6 条 (カード・暗証の管理等)</p> <p>1. お客様は、カードを他人に使用されないよう保管してください。また、お客様は、カードの暗証番号(以下「暗証」といいます。)をお客様の生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様から当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる本普通預金の払い戻し停止の措置を講じます。</p> <p>第 1.7 条～第 1.8 条 (省略)</p> <p>第 2.1 条 (証券類の受入れ)</p> <p>1. 本普通預金口座には、手形、小切手、配当金領収書その他証券については受入れることはできません。</p>	<p>れかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。</p> <p>(1) 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>A. お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>B. お客様が、被害状況について当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>(2) 当該払戻しが、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>6. 当社が当該預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客様が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>7. 当社が第 2 項および第 3 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</p> <p>8. 当社が第 2 項および第 3 項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>第 1.6 条 (同左)</p> <p>第 1.7 条 (カード・暗証の管理等)</p> <p>1. お客様は、カードを他人に使用されないよう保管してください。また、お客様は、カードの暗証番号(以下「暗証」といいます。)をお客様の生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにお客様から当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる本普通預金の払い戻し停止の措置を講じます。</p> <p>第 1.8 条～第 1.9 条 (同左)</p> <p>第 2.1 条 (証券類の受入れ)</p> <p>本普通預金口座には、手形、小切手、配当金領収書その他証券については受入れることはできません。</p>
--	--

<p>第 2.3 条（預金の払戻し）</p> <p>1. ~2.（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>3.（省略）</p> <p>第 2.4 条（現金自動受払機からの現金引出）</p> <p>1. ~4.（省略）</p> <p>5. 紛失カード等</p> <p>お客様がカードを失った場合、第 1.6 条 1 項に従ってお客様から当社への通知以前に、第三者による当該カードの不正使用によってお客様に損害が生じても、当社は何ら責任を負いません。</p> <p>6.（省略）</p> <p>7.（盗難カードによる払戻し等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>1) カードの盗難に気づいてから速やかに、第 1.6 条 1 項に従ってお客様から当社への通知が行われていること、かつ第 1.6 条 2 項に従ってお客様から当社への届出書の提出が行われていること</p> <p>2) ~3)（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>(3) 前 2 項の規定は、第 1.6 条 1 項に従ってお客様から当社への通知が、カードの盗難が行われた日（当該盗難が行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>第 3.2 条（振込・振替の取扱い）</p> <p>1. ~2.（省略）</p> <p>3. お客様の依頼に基づき当社が発信した振込につき、振込先の金融機関から当社に対して振込内容の照会があった場合には、当社は依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当社の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合には、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>第 3.3 条（振込・振替の取扱い）</p> <p>1. ~2.（省略）</p> <p>3. 組戻し依頼により、振込金融機関から返却された振込資金は、本普通預金に入金します。</p>	<p>第 2.3 条（預金の払戻し）</p> <p>1. ~2.（同左）</p> <p>3. <u>当社は、前各項の払戻しの手続に加え、本普通預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めています。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</u></p> <p>4.（同左）</p> <p>第 2.4 条（現金自動受払機からの現金引出）</p> <p>1. ~4.（同左）</p> <p>5. 紛失カード等</p> <p>お客様がカードを失った場合、第 1.7 条 1 項に従ってお客様から当社への通知以前に、第三者による当該カードの不正使用によってお客様に損害が生じても、当社は何ら責任を負いません。</p> <p>6.（同左）</p> <p>7.（盗難カードによる払戻し等）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>1) カードの盗難に気づいてから速やかに、<u>第 1.7 条 1 項に従ってお客様から当社への通知が行われていること、かつ第 1.7 条 2 項に従ってお客様から当社への届出書の提出が行われていること</u></p> <p>2) ~3)（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3) 前 2 項の規定は、<u>第 1.7 条 1 項に従ってお客様から当社への通知が、カードの盗難が行われた日（当該盗難が行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとし</u>ます。</p> <p>第 3.2 条（振込・振替の取扱い）</p> <p>1. ~2.（同左）</p> <p>3. お客様の依頼に基づき当社が発信した振込につき、振込先の金融機関から当社に対して振込内容の照会があった場合には、当社は依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当社の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合には、これによって生じた損害について、<u>当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。</u></p> <p>第 3.3 条（組戻し等）</p> <p>1. ~2.（同左）</p> <p>3. 組戻し依頼により、振込金融機関から返却された振込資金は、本普通預金に入金します。<u>なお、当該振込にかかる手数料は返却いたしません。</u></p>
---	---

<p>第 4.2 条（届出事項等）</p> <p>1. ~2.（省略）</p> <p>3. 届出のあった氏名、住所にあてて、当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、<u>当社は責任を負いません。</u></p> <p>第 4.9 条（解約、解除の効果）</p> <p>OC S Bバンキングサービス取引が解約、解除された場合で、本普通預金の預金残高があるときには当該預金は次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 当該預金については、第 1.3 条ないし第 1.6 条、第 2.1 条、第 2.2 条、第 2.3 条、第 2.5 条を準用し、その他当社は必要に応じて本規約の条項を準用して取り扱うことができるものとします。ただし、第 2.4 条は準用されません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 4.2 条（届出事項等）</p> <p>1. ~2.（同左）</p> <p>3. 届出のあった氏名、住所にあてて、当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、<u>当社に過失がある場合を除き、</u>当社は責任を負いません。</p> <p>第 4.9 条（解約、解除の効果）</p> <p>OC S Bバンキングサービス取引が解約、解除された場合で、本普通預金の預金残高があるときには当該預金は次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 当該預金については、第 1.3 条ないし第 1.7 条、第 2.1 条、第 2.2 条、第 2.3 条、第 2.5 条を準用し、その他当社は必要に応じて本規定の条項を準用して取り扱うことができるものとします。ただし、第 2.4 条は準用されません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--